

組合員になってJA広島市とともに 農と食と地域のくらしを支えましょう!

JA広島市は、地域農業とくらしの向上を目指す協同組合です。
「相互扶助」精神のもと、地域に広がる温かい人と人とのつながりを大切にしています。
あなたもぜひ、JA広島市の組合員になりませんか。



金利上乗せ定期貯金

公的年金をJA広島市でお受け取りの方は、定期貯金の店頭表示金利に**年齢の200分の1%の金利を上乗せ!**
(350万円を限度)
※随時、年金相談も承っております。

法律・税務 専門家へのご相談

顧問税理士や顧問弁護士による税務相談・相続手続相談等を無料で受けられます。(要予約)



組合員割引が あります!

《各種手数料》
(例)同一店舗内の振込手数料無料!
《介護・福祉》
福祉用具のご購入
まめでがんす会員の方
JA価格の3%割引!



《葬祭》
祭壇料・葬祭会館のご利用料金
10%割引!
《グラウンド・ゴルフ》
三国グリーンセンターのご利用料金**100円引!**

各種 ローンのご利用

ひろしまる ぽいんとカード

貯金・融資・共済・購買等、お取引をいただいた際、組合員として優遇されたポイントをおつけします。
(例)年金お振込指定
組合員100ポイント付与!
(一般:80ポイント)



※注:各種ローンのお申込みに際しては、JA広島市所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

上記の特典は、平成30年2月現在のものです。組合員の加入・特典のお問い合わせ先など詳細につきましては、最寄りの支店へお問い合わせください。

加入に必要なもの	出資金	脱退について
①ご印鑑 ②本人確認ができる公的書類 ③出資金・1口(1,000円)から500口(500万円)までご加入いただけます。 ④当JA普通貯金通帳	JA広島市の資本として、長期的・安定的な運営のために使われています。 出資金の配当については、年度ごとの組合活動の成果(利益)に応じて、通常総代会(6月末頃)において確定され、出資金に対し配当をお支払いしております。ただし、脱退された場合は、その事業年度にかかる配当金はありません。	組合員の脱退をご希望される場合は、以下のお手続きが必要です。 ●任意脱退 いつでも出資金譲渡の申し出をすることができ、全部譲渡することにより脱退することができます。譲受先がない場合でも、年度末(3月31日)の60日前までにお申し出いただければ、年度末において脱退となり、その年に開催される通常総代会後に、出資金を払い戻しいたします。 ●法定脱退(資格喪失・死亡など) 地区外転出・死亡等の事実発生により脱退となります。最寄りの支店へお申し出ください。年度末の最終営業日までにお申し出いただいた場合は、その年に開催される通常総代会後に、出資金を払い戻しいたします。

お届け事項の変更について (お願い)

当JAでは、組合員加入時にお届けいただいた内容に変更があった場合や組合員資格要件に変更があった場合、その旨を速やかにお届けいただくことになっております。

また、組合員以外の利用者の方におかれましては、貯金の満期のご案内や共済の満期・給付金のご案内など、確実にお手元にお届けするためにも、届出事項に変更が生じた際には、速やかな変更のお届けをお願いしております。

つきましては、組合員資格・ご氏名・ご住所・電話番号等のお届け事項に変更・修正があった場合は、最寄りの支店窓口にてお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

農業者にとって大事な、営農指導員の配置や農業施設投資など農業関連事業の収支を支えているのが、信用事業や共済事業などを含めた総合事業全体の収支です。准組合員のみならずが事業を利用することで、事業規模が拡大、JAの経営が安定し、その結果農業関連事業の展開や地域に必要なサービスの維持が可能となります。また、産直市の利用や管内産農畜産物の購入など准組合員のみならず食と農に関心をもちたいだけでなく、農業生産の拡大につながります。正組合員と准組合員とで、JAの事業を通じて地域の農業とくらしを支え合っているといえるのです。しかし、こうした准組合員の事業利用を規制しようとする動きがあり、平成33年3月までに結論を出すと言われております。もし、規制された場合、准組合員のみならずの利便性に影響が出るほか、正組合員のみならずの農業やくらしに大きな影響が出る懸念があります。

「主役は組合員」であるJAのあり方を外部から無理に変えられるのではなく、JAグループでは、「自らが創造的自己改革」に取り組むことを決め、全国のJAが「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標として、組合員そして地域から「必要とされ、なくてはならない存在」となることを目指し、さまざまな取組みを展開しています。

JAの組合員資格

正組合員と准組合員の違いってなあに?

「協同組合」とは、一人ひとりでは実現できないけれども、同じ思いを持った者が共通の願いを実現しようと、自主的に結び付いた集まりです。つまり、協同組合は組合員が自らの意思で出資し、事業を利用し、運営に参画する組合員が主役の組織なのです。

JA(農業協同組合)の組合員には、正組合員と准組合員があります。正組合員は農業者である組合員で全国に450万人、准組合員は農業以外の仕事をしている組合員で全国に577万人、あわせて1,027万人の組合員がいます。JA広島市では平成30年2月末現在で、正組合員16,309名、准組合員95,806名の方に組合員として、信用事業、共済事業、生活関連事業など広くご利用いただいております。

正組合員の資格

- 常時1頭以上の牛馬羊豚
5羽以上の鶏
10兎以上の家兎
5群以上の蜜蜂の飼養
- 2a以上の土地を耕作
- 1年のうち60日以上農業に従事
- 33㎡以上の温室による耕作

農業を営む法人

(従業員数300人超かつ
資本金・出資金総額3億円超の
法人を除く)

同一世帯に正組合員が複数存在することも可能です。資格を満たせば家族の方も正組合員になっていただけます。

※住所または農地・施設が地区内にあることが条件です。

※正・准組合員資格は主な条件です。詳しくは、各支店へお問い合わせください。

JA広島市の地区内にお住まい

JA広島市の地区内にお勤めで1年以上JAを利用

准組合員の資格

- 1年以上JAの購買・販売等の事業を利用

正組合員と准組合員は、それぞれ役割に応じた権利を持っています。

共益権

組合の管理・運営に参加する権利。議決権や選挙権は正組合員固有の権利です。

自益権

事業の利用など、組合員がJAから直接受けることができる権利。准組合員を含むすべての組合員が有する権利です。